

平成24年 教育委員会第18回定例会 会議録

日 時 平成24年10月23日（火） 午後3時00分～午後3時52分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

(1) 移動教育委員会（11月13日）

【児童・家庭支援センター】

(1) 子ども発達センターの開設

(2) 「いじめは子どもの心のSOS！」講演会の開催

【学務課】

(1) 平成25年度入学 区立中学校選択状況

(2) 学校保健大会（11月17日）の実施

【指導課】

(1) 平成24年 特別区人事委員会勧告の概要

第 2 その他

【子ども総務課】

(1) 第3回区議会定例会で課題となった事項

(2) 教育委員会への権限委任等

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（9名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明

指導課長	佐藤 興二
------	-------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長 | それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

近藤委員 | ただいまから、平成24年教育委員会第18回定例会を開催します。

近藤委員 | 本日、保科次世代育成推進担当部長、依田子ども支援課長及び山下児童・家庭支援センター所長の3名は、児童・家庭支援センターの報告が済み次第、他の会議に出席するため、途中退席いたします。

近藤委員 | 今回の署名委員は、近藤委員にお願いいたします。

近藤委員 | かしこまりました。

◎日程第1 報告

子ども総務課

(1) 移動教育委員会（11月13日）

児童・家庭支援センター

(1) 子ども発達センターの開設

(2) 「いじめは子どもの心のSOS！」講演会の開催

学務課

(1) 平成25年度入学 区立中学校選択状況

(2) 学校保健大会（11月17日）の実施

指導課

(1) 平成24年 特別区人事委員会勧告の概要

中川委員長 | 日程第1、報告に入ります。

子ども総務課長 | 初めに、子ども総務課長より報告いただきます。

子ども総務課長 | それでは、移動教育委員会についてのご報告でございます。

子ども総務課長 | 次回、第19回教育委員会を11月13日に行うのですが、移動教育委員会ということで、富士見小学校でやらせていただきたいと思いますと考えております。集合時刻は、13時30分に区役所に集合し、庁有車で移動をいたします。その後、時間については流動的でございますが、授業参観等、PTAの方との懇談会を行う予定でございます。その後に定例会という流れを考えておりますので、ご参加よろしくお願いいたします。

中川委員長 | 報告は以上です。

中川委員長 | 報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞ。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

中川委員長

特にないようですので、次に、児童・家庭支援センター所長より報告をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

子ども発達センターの開設についてご報告させていただきます。

子ども発達センターにつきましては、現在オープンに向けて、神田さくら館の6階部分の改修工事を行っているところでございます。

まず、センターの愛称ですけれども、平成24年8月に公募を行いまして、応募総数81通の中から「さくらキッズ」という名前に決まりました。

裏面をご覧ください。こちらに応募の状況の結果を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

「さくらキッズ」の選定の理由ですが、神田さくら館の「さくら」という部分と連動して、名前・場所等がわかりやすく、覚えやすい。また、区の花が桜だからということ、「キッズ」という言葉が元気な子どものイメージがあっていいというようなご意見がございました。

実際に療育事業を開始する日にちですが、12月3日から行う予定になっています。

施設の内容ですが、2枚目の別紙の図面をご覧ください。右側が機能訓練を行うプレイルーム1とグループ指導を行うプレイルーム2となっています。プレイルーム1と2の間は観察室になっていて、マジックミラーでそれぞれのプレイルームの様子を、保護者の方が見ることができるようになっております。左側の個別指導を行う部屋が個別室1から3まであります。個別室2の中に入って、個別室1と3の子どもの様子を、同じくマジックミラーで見ることができるようになっています。一番上にある面接室は、保護者との相談等を行う部屋になっています。今回、トイレも幼児用に全面改修いたします。

対象の子どもですが、小学校1年生まで定員が120名になっております。

事業の内容ですが、⑥運動・言語・心理・作業のメニューを個々のお子様の状況に合わせて個別指導と集団指導を組み合わせさせていただきます。それぞれのお子さんの成長にとって適切な頻度と内容を確保してまいります。それから、お子さんの発達に関する相談についても、常にお受けできるような職員体制を図ってまいります。

臨床心理士や作業療法士、保育士等、平成19年から特別支援学校教諭免許となっておりますけれども、それ以前の養護学校教諭免許を持った者も配置されます。今のところ、委託なので何人はこちらで指定しているわけではありませんが、事業者からは常駐として8名のスタッフを置き、そのほかに非常勤職員を配置していくという予定になっていると聞いております。

最後に、内覧会の予定ですけれども、平成24年12月1日（土）午後1時半から開式と記念講演、それから事業の内容の説明に引き続いて、内覧会を予定するようになっております。

それから、広報紙でも11月5日号で発達センターを周知しまして、一般の方向けには、同じ日の午後3時から午後5時の間にご自由に来ていただいて

施設を見学していただき、事業の説明等をさせていただき予定になっております。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

これにつきまして、まずご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、引き続き児童・家庭支援センター所長、お願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

「いじめは子どもの心のSOS!」というチラシをご覧ください。

平成24年10月8日の午後3時から午後5時の間で、いじめに関する講演会を行う予定になっております。講師の先生が武田さち子さんという方です。この方は、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの理事をやっている方で、このNPO法人は、川崎にあるいじめの問題に関するさまざまな取り組みを行っているNPO法人です。これまでも、全国で866カ所の学校や教育委員会、行政等で講演を行っている実績がある団体です。そのほかにも、いじめによる自殺の再発防止に向けたシンポジウムなども行っております。今回、武田先生に来ていただくことができるようになりましたので、保護者の皆様、教職員の皆様、保育士の皆様など、いろいろな方にこのお話を聞いていただけたらなと思っております。本日もお知らせを教育委員会で報告させていただこうと思っております。もしお時間がありましたら、ぜひお越しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

定員は50名で大丈夫なんでしょうか。もっと大勢来た場合どうするのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

会場がさくら館の7階の研修室というところを予定しております。この会場が50名ぐらいしか入れないので、もしたくさんのご希望がありましたら、また第2弾と考えております。また、曜日も土曜日や日曜日に、普通の働いている保護者の方でも参加しやすい日程で組んでいきたいと考えております。

中川委員長

わかりました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に、学務課長より報告お願いいたします。

学務課長

まず千代田区立中学校「学校選択申請状況」(中間報告)です。平成25年度入学者につきましては、10月1日現在468名、そのうち回答があったのが

374名、94名の未提出者がございます。その374名のうち、296名が麴町中学校を選択しております。神田一橋中学校につきましては78名です。

なお、この結果を10月22日、千代田区の総合ホームページに掲載しております。その後、選択を変えるとかということ学務課で受け付けておりません。

1点目については以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

ご意見、質問がありますでしょうか。

古川委員

未提出者の方なんですが、毎年、このくらいの一定数の方は出されていないのでしょうか。

学務課長

昨年は395名の方に書類を送付したんですけど、最終的には293名ということで、約100名の方が未提出でした。この方々につきましては、恐らく、小学校のときからもう私立に行っている方とか、国立に行っている方とかがいらっしゃいますので、そういった方が最終的に選択はしないよということによって来ているんだと思うんです。

古川委員

では、年齢で判別して送っているということですか。

学務課長

この人数につきましては、平成25年度4月に中学校1年に上がる千代田区民である学齢児童全てに出しております。

古川委員

わかりました。

中川委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

特にないようですので、学務課長、引き続きお願いいたします。

学務課長

学校保健大会につきまして、案内状を席上にお配りしておりますが、11月17日(土)14時から16時、いきいきプラザ一番町カスケードホールで実施いたします。

今回につきましては、功労者表彰と研究発表ということで、研究発表につきましては学校医・幼稚園医部会と学校栄養職員部会の2部会からの発表を行います。委員長には、お忙しい中、ご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

中川委員長

はい、わかりました。

学務課長

報告は、以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、これに対しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

中川委員長

では、特にないようですので、次に、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

平成24年10月10日(水)に行われました特別区人事委員会勧告の概要についてご報告申し上げます。例年、ご報告申し上げている案件かと思えます。

資料の1番をご覧ください。特別区の職員の給与等について、月例の給与は4年連続引き下げになり、また特別給は改定なしということです。公民較差を是正するためにマイナス783円になり、0.19%低くなっております。給料表を引き下げて改定しているんですが、原則全ての級、号給について引き下げを行っています。ただし、I類の初任給までの号給等は据え置きになります。また、係長職についても引き下げを緩和しているところでございます。

2番をご覧ください。特別給（期末手当・勤勉手当）なのですが、民間とおおむね均衡しているために、今回は改定なしというものです。参考として、昨年の比較という形で表を記載してございます。こちらは例年どおりの予定で条例改正をする予定でございまして、ご承知おきいただければと思います。

なお、3番のその他主な報告につきましては、記載のとおりでございます。より優秀な自ら考え行動する人材を確保するための採用制度のあり方を検討しましょうとか、人材育成の場合には人事評価を中核に位置づけましょうとか、組織のさらなる活性化、女性職員に対する昇任意欲醸成に向けた方策を検討しましょうという3点目が、高齢期職員の活用等ということで、定年退職後の職員をフルタイムで再任する場合、採用計画の早期作成が必要でということ。それと、定年退職時に係長級以上であった職員の活用についても、若年・中堅職員の昇任への影響も視野に入れた検討が必要でということが報告、意見として上がっております。

なお、裏面につきましては、これまでの平成23年度、平成24年度の勧告の国、東京都、特別区の表を記載しておりますので、ご参考にいただければと思います。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

報告が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

中川委員長

それでは、特にないようですので、その他、報告事項に入ります。

◎日程第2 その他

子ども総務課

- (1) 第3回区議会定例会で課題となった事項
- (2) 教育委員会への権限委任等

中川委員長

それでは、各課長より報告いただきます。

まず、子ども総務課長よりご報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、先の第3回区議会定例会で、子ども・教育部にかかります課題についてのご報告を申し上げます。

既に第3回区議会定例会における子ども・教育部にかかります質疑の模様につきましては、前回の定例会でご紹介したところでございます。今回はその中でも特に、今後解決すべき課題は何かということを絞り込みまして、ご紹介するものでございます。

まず、「千代田区の中等教育将来像」に基づく中学校づくりの総括という質問がはやお議員からありまして、その中で少子化の社会経済情勢を踏まえた中で中等教育をどのようにしていくのか、あるいは在来型中学校の充実のための施策について、これまでの成果と課題について右の欄に解決の方向性・期限について簡潔に記載したものでございます。

「公立中学校の良さを生かし、地域の仲間と共に学び、共に生活する楽しさを感じられる学校づくりや教育活動に地域人材の導入や地域と一体となった教育活動を展開し、より一層、地域に根差した特色ある学校づくりを進めていく。」

「在来型中学校2校と区立中等教育学校を堅持。児童数の減少を受けとめながら、よりよい教育を追及する。」

「公立の中高一貫校が増えてくる中で、都立中高一貫校との違いや、その独自性の明確化が求められている。区民の入学希望者に影響が出てくることが懸念される。」結局、公立の中高一貫校との競争は、中等教育学校においても、その特色化、あるいは競争力強化というところを考えなくてはなりません。

「成果として特色ある学校づくり。」これは当教育委員会で既に委員の皆様方からご議論いただいているところでございますが、学校の特色化について、さらに努めていく必要があるのではないかとということで、これは事務局というよりも、教育委員会の場でのご議論・ご検討をいただきたいことではないかとということで、改めてご報告いたしました。

下段以降は、事務的などころですが、例えば「赤ちゃん・ふらっと」は、乳幼児を連れてお母さんが町に出て、どこでも授乳ができ、おむつがえができる場所を提供する事業で、それは公共施設だけではなく、民間の商業施設等の整備について一定程度の助成をしております。今後もこれまで展開していなかった公共交通機関、区内におきましては、例えば地下鉄駅の中やたくさんありコンビニエンスストアといった場所の展開はどうでしょうかということについて、これからはさらなる拡大に努めていくと回答をいたしました。課題解決に向けて、これから取り組んでまいります。

裏面をご覧ください。子どもへの暴力防止講習会です。これは、CAPと申しまして、チャイルド・アサルト・プリベンションの略でございます。子どもへの暴力防止の頭文字をとったものです。これは子どもたちがいじめとか、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から、自らを守るための人権教育プログラムの導入を図ったらどうかということをお大議員がかねてから主張されておりまして、それに関して、セーフティー教室等を含めた形で取り組んでいくと答弁をしたところでございます。

最後ですが、児童・家庭支援センターの関係です。これまでも児童館の日曜日の開放をやっておりましたが、飯島議員のご指摘は、職員が来なくても、児童館を日曜日だけ開放することができないかといったご質問でした。児童館の安全対策等を考えますと、職員をつけずに開放というのは、なかなか困難なところがあります。ただ、場所の提供だけにとどまらないので、児童館の日曜開放については多角的に検討していきたいと答弁いたしました。以上が、今回の定例会の課題となっているところでございます。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
子ども・教育部長

特にないようですので、高山子ども・教育部長からお願いいたします。

それでは、前回の教育委員会でご指摘を受けました教育委員会への権限の委譲についてご報告いたします。

1枚目は、結果論としての権限委任の全体の表が載っております。2枚目が、教育委員会の事務を区長にお願いをしている事務の一覧、3枚目が、区長部局の仕事を教育委員会にお願いしている事務の一覧の3枚でございます。今回の子育て推進に関することにつきましては、3枚目に記載してある根拠による委任となっております。

それでは、3枚目を先にご説明させていただきます。区長部局の所管事務を教育委員会の所管事務へ委任です。現行では、地方自治法の法律に基づきまして、区長の権限に属する事務を委任するというので、この根拠に基づきまして、次世代育成の施策を教育委員会に組織統合したときに、この規定を定めたものでございます。

そして、(2)子育ての推進に関すること。(5)区立の保育園、児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関すること。そして、(2)子育ての推進に関することについては()書きで、当該事務に係る規則の制定に関するものを除き、訓令、要綱等の制定に関することを含むとなっております。これは具体的に子育てにかかわる全ての業務につきまして、区長部局から委任を受けている。ただし、全てといっても保育園の設置、規則・条例で定めるものにつきましては、区長部局に権限が留保されております。

そして、千代田区の場合は、区長部局から教育委員会に業務を委任したと同時に、教育委員会から教育長に業務を権限委譲して、教育長に行わせるというのが現状でございます。

なお、平成24年度からは児童福祉法が変わりまして、千代田区では地方自治法上に基づく根拠として、子育てに関することを教育委員会に委任しておりましたが、現在では児童福祉法の根拠により、児童福祉法で保育所における保育業務に関しては、教育委員会に委任することができるという規定が新

たに加わっております。ただ、千代田区の場合は、前段の根拠に基づいて平成19年度から委任しているものでございます。

そして、子育て推進にかかわるご説明をさせていただきますと、まず子育ての推進に関しましては、規則・条例等によって決めなくてはならないことに関しては区長部局に権限を残しているけれども、それ以外のことは基本的に教育長に委任されております。

それでは、なぜ区長部局の仕事を教育委員会に地方自治法上を根拠に委任したのかということですが、まず、どういうものが持ってこられるのか、何でも区長部局は、様々な任命権者に渡せるのかということかということですが、例えば委任先がそれに関係するような仕事をして、なおかつ委任することによって、きちんと業務の統一性がとれたり、能力が向上したりという前提は、当然のごとく定めた上で制定いたしました。今回、千代田区で行っている子育ての推進の委任に関しましては、統一的な業務運営という根拠で行ったと考えております。

それでは、2枚目のところでございます。本来、教育委員会で持っていたものを区長部局にお願いしているものがございます。これは特に教育委員会が本来やるべき仕事の中で、例えば図書館の業務、歴史民俗資料館等に関する業務については、委任はできません。したがって、その業務だけを補助執行という形で区長部局にお願いしていますが、権限は全て教育委員会に残っていきまして、例えば図書館や歴史民俗資料館に関する指定も教育委員会でご協議をさせていただいております。

なお、法律改正の中で、スポーツに関すること。これは学校の体育を除きます。そして、文化に関すること。さきほど話しました。これらのことに関しましては、教育委員会にもともと権限があったんですが、現在法律が変わりまして、区長部局の元において、委任ではなく、その仕事を条例で整備することによって、区長の権限の中で独自に実施できるようになっているところが違いでございます。その他は、教育委員会本来のやっているものについては、委任はできないことになっています。

最後に、1枚目になります。今まで申し上げたものの全体像になります。

まず、上から条例・規則・訓令・契約案件と4項目に分けておりますが、簡単に言いますと、条例のところでございますが、一番左が「教育に関する事務」、これは当然教育委員会に協議をして、教育委員会に関する仕事で区長部局が何か変えたい場合は意見照会ということで、教育委員会に意見照会をして、議会に条例が変更、例えば子育て条例が変更になる場合は事前に教育委員会に意見照会というのがあって、承認をいただいております。

次世代育成関連はどうかと申しますと、これは区長から権限が委任されておきませんので、意見照会は教育委員会の仕事でもない。ただし、事前に条例を変える場合には、協議の事項ではありませんが、事前に教育委員会にご報告をして、ご意見をいただいております。ただし、これは法律の根拠に基づくものではありません。

それから、教育に関する事務（図書・文化資源課所管）に関して、先ほど申しましたとおり、図書の業務や歴史民俗関連資料に関する仕事に関しては、教育に関する事務と同様でございます。

規則はどうかというと、規則も基本的にはこの条例と同じ対応でございますが、1つ違うのは、次世代育成関連の事務について、規則に関しては区長部局は議会に提案しませんので、区長部局の元で規則を変更し、そのまま、いわゆる総務課文書担当のほうで公布し、告示をします。告示が終了した時点で教育委員会にも報告されますので、教育委員会には公布後に報告という形をとらせていただいています。

訓令でございます。訓令というのは、条例や規則というよりも下でございますが、要綱とは違い、法に基づく根拠があります。例えば教育委員会が、今回法律改正がありまして、教育委員会の権限明確化がありますが、教育委員会から学校等における事務は法に統一してやりなさいということで、教育委員会から訓令を、教育委員会内部職員に対してどのような事務の方針でやるかということ、例えば訓令で出す場合には、教育長にはこの権限がございませんので、教育委員会においてその訓令を発令し、職員に周知しております。訓令に関しては教育委員会の協議事項ということが1つでございます。

契約案件については省きます。

なお、その訓令に関しては、現在は3本ほど、教育委員会の中で訓令をやっておりますが、次世代育成関連の施策に関して具体的な訓令を発令できるのですが、事実行為としての件数はないという状況でございます。

それから、もう1つ、教育長も含めて内部で議論した中で、これらをご説明しましたが、子育てに関しての今の法の仕組みの中で課題は何かということ、一番大きい課題というのは、我々が認識しているのは、実は区長部局が条例・規則という根本部分は持ちつつ、根本以外を教育委員会に委任をしているわけです。

子育てに関する根本的なところは、区長部局の区長の組織の中に事実上あればいいんですが、委任された事項は全て教育長が処理しますが、それ以外のさまざまな子育てに関すること、例えば今回の麴町保育園のような問題に関して、区長は自ら権限がありますから判断をするんですが、具体的には区長がこれ以外にもさまざまな意思決定をしていく状況が出てくると思います。意思決定に至るさまざまな根拠資料を誰がつくるかと申しますと、当然教育委員会の我々がつけることは基本的に大半であろうと思われま。

事務局はそれでいいにしても、ほとんど全て教育委員会の中に子育て部門が来て実行しているにもかかわらず、教育委員会には事実上はご報告をして意見を聞いたりしていますけど、権限上、実は教育委員会に権限をなさなくて、単に区長が決めたことを報告し、意見をいただくという形になっています。もちろんその意見は尊重していますが、法的な根拠に後押しされた形ではないということは、今後の大きな課題だと認識しております。

中川委員長 ありがとうございます。非常に難しい問題です。

近藤委員 ご意見、ご質問など、お願いいたします。

近藤委員 しっかりと読み、頭の整理をしながら、自分なりに理解をしようと思いま
す。この場ですぐ全て頭に入ることが難しいので。

中川委員長 市川委員はいかがですか。

市川委員 特に私は質問はないですが、確認だけはさせてもらいたいと思います。要
するに、区長の権限を教育委員会規則で委任し、たしか5項目あったと思う
んですが、それをさらに教育長に委任した。子育てに関しては2項目です
か。

子ども・教育部長 はい。

市川委員 2項目あるわけですが、その他3項目も含めて、教育委員会に委任された
ことが教育長に再度委任してしまったと。先ほど子ども・教育部長から内で
議論したときに、それでいいのかというようなことがあったという説明があ
りましたが、5年経つので、本当にそれでいいのかという議論はしていくべ
きだろうと思います。

つまり、区長部局からすれば、教育委員会に委任してしまったら決定しに
くいと。権限の基本的なことは、今でも区長部局も持っているようなんで
すが、それは基本的なことを持っているだけで、中身の細かいことを議論し
ようとしてもなかなかできづらいということがあるのではないかと。我々のほ
うからすれば、何もそれをやりたいというわけではないんだけど、子ども
・教育部長が言ったように、ご報告は承りました、区長が教育委員の意見
も聞いてみろという場合は、聞いたんだよというような打ち明けた話をすれ
ば、平たく言えば、そういうことだろうとは思いますが。

確認ということですが、その5項目は全て最初に私が申し上げたように、
教育委員会に委任され、再度教育長に委任したということですね。

子ども・教育部長 教育長に関しましては、子育て推進に関すること、青少年問題協議会の運
営に関すること、2項目が教育委員会から教育長に再度、権限委任されてお
ります。

市川委員 それは違うのではありませんか。区長の権限に属する事務の委任に関する
規則、教育委員会の10月31日の規則で、そうですね。

子ども・教育部長 そうです。

市川委員 それは5項目、委任されましたよね。

子ども・教育部長 はい。

市川委員 それは、委任先は教育委員会ですよ。

子ども・教育部長 そうです。

市川委員 同じ項目が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則ということで、法
律改正によって根拠の法令が変わったようですけども、平成20年3月25日付
の教育委員会規則第5号によって教育長に委任するというものと違いま
すか。

子ども・教育部長 ここでは、その5項目というのを確認しますと、1、教育委員会の所掌す

る事務に係る使用料、その収入の減額及び免除に関すること。2、子育て推進に関すること。3、青少年問題協議会の運営に関すること。4、千代田区立の幼稚園、小学校、中学校における学校の当初予算に関する調査票の配布、審査等の事務。5、区立保育園等の維持管理に関することの5項目です。このうちの2番、3番、5番が教育長に委任されている3項目です。

市川委員　　そうすると、その3項目については、省庁で言えば、厚生労働省関係の児童福祉法関係のことについては、そのまま再度委任されてしまったということですか。

子ども・教育部長　　そのとおりでございます。

市川委員　　ほかの2項目は、教育費本来の項目ですよ。

子ども・教育部長　　そうです。

中川委員長　　教育委員会としては、突然という形で麹町保育園が公設公営でということになってしまい、今まで私たちもいろいろ聞いてきましたし、討議もしてきたと思っています。なので、1回区長に、どうしてそうなったのか経緯を伺っておいたほうがいいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

とても大事なことなのに、私たちに意見を求められる場もなく、こういう形で公設公営という方針が出されてしまったというのは、私たちとしては、何をやっているのだろうという思いになってしまいます。

近藤委員　　確かに委員長がおっしゃるその気持ちというのはよくわかるんですが、役割と権限に基づいての決定事項というのは、なぜそうなったかという問いは甘受的なものという受けとめをせざるを得ないと思っています。ですから、役割と権限に基づいて出した結論ということについては、権限を持っていない者はもうそれ以上踏み込まない方がよいのかなと思っています。

教育長　　私としては、今回の麹町保育所の件は、先ほどの規定からすると、教育長に委任されているということですが、ただ、そうはいつても、これまでもこの委員会の席上、進捗状況に合わせてご報告をさせていただいて、ご意見をいただいていたという経緯もあります。そういったことからすると、私としても、区長の仲介をただけみたいな感じで、権限的、規定的にはそれで良いのかもしれませんが、それは申しわけないなという思いはあります。

中川委員長　　これでよろしいのでしょうか。

教育長　　区長に申し出なりがあれば…。

中川委員長　　それで、よろしいですか。

近藤委員　　教育委員会として動こうという動きは必要ないのではないかなと思います。個人的ないろいろつながりの中で、どこかで顔を合わせたときに話すとか、聞くとかということとは、また次元の違う問題ですから。いかがでしょうか。組織としては、私は結論的には良いんだと思います。

中川委員長　　よろしいですか。

近藤委員　　はい。

中川委員長　　市川先生もよろしいですか。

市川委員　　近藤先生がおっしゃったように、疑問には思うけども、それを聞いて、そ

れに基づいて条例改正して、規則改正をしてくださるかと言ったって、我々の根拠も不十分ですしね。ただ、0歳から18歳までというのを教育委員会が全部引き受けてやるんだよということで、今までは基本的にスムーズにやってきたと思うんですが、今回のことで今後はスムーズにいかないんじゃないかなと思います。区長は、決めるべきことは事務まで含めてきちっと区長部局で決めるべきではないのかなと思います。それで我々教育委員会としてやるべきことは、仮に委任されていないにしても、区長さん、こうやってくださいよというようなことを言うのが正当な関係であろうと思うし、あえて0歳から18歳までの問題と言うなら、教育委員会というのは非常に関連が深いので、こういうことについてきちっと議論して結論を出して下さいと言うべきであると思います。もちろん教育長の権限があるのは知っていますが、そういうようなものが正常な形ではないかなと思います。

中川委員長 子ども・教育部長もおっしゃっていたように、課題が残っているので、それを今後、整備していくということになるのですね。

子ども・教育部長 区長部局ともよく話し合うようにいたしまして、実は、総務課文書担当もここら辺は検討すべき事項だと申しておりますので、できるだけ早い時期に検討し、皆様にご提案して、ご意見をいただいた上で決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中川委員長 わかりました。それでよろしいでしょうか。

教 育 長 区長には、私から、きちんと伝えておきます。

中川委員長 わかりました。それでは、そのようにさせていただきます。

他にご質問等はありませんか。

子ども総務課長 お手元にチラシがあるかと思うのですが、これは前回の教育委員会でもご報告申し上げましたが、子どもの遊び場確保に関する検討をしておりますので、その試行がいよいよ10月28日（日）から始まります。今週、区内の小学校・児童館・保育園も含めて、さまざまな方々に告知をする予定でありますので、その内容をご紹介しますものでございます。

まず、和泉公園で28日（日）から一部は新スポーツ、一部ではキャッチボールなどもできるようにして、プレーリーダーを配置して有効に使えるかどうかといったことについて、延べ12回、麴町地区・神田地区で行います。その結果を踏まえた形での条例制定に向けた検討を進めていきます。試行運用のチラシをつくりましたので、ご参考までにお手元に置かせていただきました。

報告は以上です。

中川委員長 ありがとうございます。

ほかの課長からは、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

中川委員長 それでは、特にないようですので、教育委員から、何かありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

中川委員長 | では、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。